

漁業系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ 組合監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-4 水協法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-4-8 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ-4-8-4 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ-4-8-4-3 自己資本の充実の状況等の開示</p> <p>（１）一般的な留意事項</p> <p><u>パーゼルⅡ</u>第3の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第1の柱（最低所要自己資本比率）及び第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成19年3月23日金融庁・農林水産省告示第5号）の趣旨に従って適切に実施される必要がある。また、組合は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。</p> <p>ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで組合の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。</p>	<p>Ⅲ 組合監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-4 水協法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-4-8 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ-4-8-4 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ-4-8-4-3 自己資本の充実の状況等の開示</p> <p>（１）一般的な留意事項</p> <p><u>自己資本比率規制</u>の第3の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第1の柱（最低所要自己資本比率）及び第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成19年3月23日金融庁・農林水産省告示第5号）の趣旨に従って適切に実施される必要がある。また、組合は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。</p> <p>ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで組合の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。</p>

漁業系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>①～⑦ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p><u>・コア資本に係る基礎項目の額に算入された額</u></p> <p><u>(以下は該当する場合に記載)</u></p> <p><u>・配当率又は利率（公表されている場合）</u></p> <p><u>・償還期限がある場合は、その旨及び日付</u></p> <p><u>・一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要（初回償還可能日、償還金額、対象となる事由等）</u></p> <p><u>・他の種類の資本調達手段への転換に係る特約がある場合は、その概要</u></p> <p><u>・元本の削減に係る特約がある場合は、その概要</u></p> <p><u>・配当等停止条項がある場合は、その旨並びに停止した未払の配当又は利息に係る累積の有無</u></p> <p><u>・ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約がある場合は、その概要</u></p> <p>③～⑨ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(以下略)</p>